

# 名家連ニュース

平成 29 年 4 月 7 日 (金)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 455 号

## 今後の保健所体制の概要

### 《3/24の名古屋市障害者施策推進協議会資料より》

#### (1) 保健所・保健所支所体制の導入

- ・平成 30 年度に「1 保健所・16 保健所支所体制」に移行する。
- ・各区の保健所支所の名称は「保健センター」とする。
- ・健康福祉局内に地域保健法に規定する保健所を設置するとともに、各区に保健所支所を設置する。



#### (2) 保健と福祉の連携強化に向けた現状と課題

- ・基幹相談支援センターが身体障害、知的障害、精神障害、難病など、すべての障害に関する相談に対応する中で、区役所における福祉相談の窓口は、障害種別によって福祉事務所と保健所に分かれており、市民サービスの向上を図るための相談体制の強化が課題となっている。
- ・保健所が単独庁舎となっている5区（中村区、瑞穂区、港区、南区、緑区）では、保健所と福祉事務所の職員同士の顔合わせの機会が少なく、連携強化が課題となっている。

#### (3) スケジュール

- ・平成 29 年度 保健所体制の変更にかかる準備（システム改修・レイアウト変更等）、市民及び関係団体等への周知
- ・平成 30 年 4 月 保健所体制の変更

## 医療費助成など格差是正への新たな取り組み模索

### 3月26日愛家連代表者会議開催—徳田会長意気込み語る

愛知県は、福祉医療費助成制度（乳幼児医療費、父子母子家庭医療費、障害者医療費、老人医療費など）で、障害程度中度までを対象に身体・知的障害者の医療費を全科全額無料にしています。

愛知県は、平成20年4月、「手帳 1, 2 級所持者の精神科の通院・入院医療費」を無料化しましたが、現在も尚、他障害に適用されている全科対象の医療費助成制度から精神障害者を除外しています。

一方、県下の市町村家族会は「他障害同等の医療費助成の適用」を求めて議会に働きかけ、現在では愛知県 54 市町村中、47 市町村（人口比率 91.7%）で「他障害同等の医療費全科無料化」を達成してきました。代表者会議において、徳田会長は愛知県議会への請願書提出や市町村議会への意見書採択など積極的な取り組みを提起しました。

現在、手帳3級の方々は、医療費助成の対象から除外されています。就労も長続きせず、基礎年金も受けられず、医療費の過重な負担から受診を手控えざるを得ない深刻な相談が「家族による家族相談」に寄せられています。



福祉医療費助成制度の財政負担は、愛知県 1/2、市町村 1/2 です。愛知県が精神障害者の他科の医療費助成を除外しているため、県の医療費負担分を市町村が肩代わりして実施しているのです。県が他障害同等の医療費助成を実施すれば、市町村の負担額は 1/2 軽減され、その財源で手帳3級所持者の医療費助成など精神障害者福祉の底上げへの道も開けてきます。県の理不尽な差別行政を正していく運動の手立てと手帳3級所持者の医療費助成の展望について2回シリーズで現状分析を行います。